

黙 祷

黙祷する朝がある。縁ある方が逝去された次の日。在りし日を偲び全員で首を垂れる。胸が熱くなる。ご冥福を祈るしかない。



(竹内)

早期経営改善計画の作成支援

中小企業庁では、中小企業の経営改善意識を高め、早期からの対応を促すため、経営改善計画策定支援事業を行っています。

企業経営者の皆さまには、このようなお悩みはないでしょうか？

- このところ、資金繰りが不安定だ
- よくわからないが、売上げが減少している
- 金融機関に自社の状況を説明するよう求められているが、上手く説明できない
- 経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい



経営改善計画策定支援事業では、国が認める士業等専門家(認定支援機関)の支援を受けて資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画書を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限20万円まで)を負担してもらえます。

弊社においても、簡易な損益計画から予算や中長期の経営改善計画まで、策定支援が可能です。ご興味をお持ちの方は、ぜひ弊社担当までお問合せください。

中小企業庁 HP: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2017/170510kaizen.htm>

(大寺)

研修会・懇親会のご案内

下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

日 時 平成29年8月25日(金)

場 所 ホテルクレメント徳島

研修会 (14:30 ~ 17:45)

① 『働き方改革って何だろう』

② 『消費税の今後の展望』

③ 『補助金を経営に活かす』

懇親会 (18:00 ~ 20:00)



夏季休業のお知らせ

当事務所では、8月11日(金)から15日(火)まで夏季休業とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額等、雇用保険の基本手当日額が変更になります。～平成29年8月1日から～



高齢雇用継続給付

(平成29年8月1日以降の支給対象期間から変更)

- ・支給限度額 339,560円 → 357,864円
- ・最低限度額 1,832円 → 1,976円
- ・60歳到達時等の賃金月額
上限額 445,800円 → 469,500円
下限額 68,700円 → 74,100円

育児休業給付

(初日が平成29年8月1日以降である支給対象期間から変更)

- ・支給限度額
上限額(支給率67%) 284,415円 → 299,691円
上限額(支給率50%) 212,250円 → 223,650円

介護休業給付

(初日が平成29年8月1日以降である支給対象期間から変更)

- ・支給限度額 上限額 312,555円 → 329,841円

失業給付◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額◆

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,740	13,420	6,370	6,710
30～44歳	14,150	14,910	7,075	7,455
45～59歳	15,550	16,410	7,775	8,205
60～64歳	14,860	15,650	6,687	7,042

失業給付◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の下限額◆

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
全年齢	2,290	2,470	1,832	1,976

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,976円になります。

(吉田)

資産税係 ～ 空き家を譲渡した時の3,000万円特別控除 ～

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を売却し、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

① 適用期間

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1日から平成31年12月31日までに譲渡することが条件となります。

② 被相続人居住用家屋の要件

- 相続開始の直前において被相続人が一人で居住していたものであること
- 昭和56年5月31日以前に建築されたこと
- 区分所有建物登記がされている建物でないこと
- 相続時から売却時まで、事業、貸付、居住の用に供されていないこと
- 相続により土地及び家屋を取得すること

③ 譲渡時の要件

- 譲渡対価の額の合計額が1億円以下(共有で譲渡する場合には合計額が1億円以下)であること
- 相続人が耐震リフォームをして売却すること 又は、相続人が家屋を取壊して売却すること

④ 他の特例との適用関係

- 自己居住用財産の3,000万円特別控除又は居住用財産の買換え特例のいずれかとの併用が可能
(同一年中に空き家3,000万円控除と居住用3,000万円控除とを併用する場合には、2つの特例合わせて3,000万円が控除限度額となります)
- 住宅ローン控除との併用が可能
- 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算とは選択適用



(坂田)

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

会計制度 ～ マイナス金利が会計に与える影響② - マイナスで割引く? - ～

今回は、マイナス金利が会計に与える影響について、前回の割引計算を前提として検討してみます。

金利10%時において、2年後に121万円が必要な場合には、今100万円を用意しておけばよいということが割引計算で明らかになりました。

それでは、金利がマイナス10%となったとき、2年後に121万円が必要とすると、今いくら必要となるのかを下に示します。

右記の計算結果を見ると、金利マイナス10%時において、2年後に121万円が必要な場合は、今149万円を用意しておけばよいことが分かりました・・・が、本当にこれでよいのでしょうか?仮に、今121万円を金庫に入れておけば、2年後に必要な121万円は確保できるのですから、わざわざ149万円を用意して赤字となる投資などしないはずです。

年数	金額	割引率
2年後	121万円	-
1年後	134万円	$1 \div (1 - 10\%) = 111.1\%$
今	149万円	$111.1\% \div (1 - 10\%) = 123.4\%$

このように、マイナス金利という状況は、今までの会計基準の想定外の事象であり、実務的に混乱を生んでいます。そして、この混乱はまだまだ解決していません。

つまり、

- ①「会計基準では国債の利率を使うと記載されているのだから、マイナス金利であったとしてもそのままの利率で割引くべきだ」という主張と、
- ②「通常、マイナス金利下の国債へ投資するというに経済的合理性は無いのだから、割引率をゼロとすべきだ」というふたつの主張があり、いずれも一理あるため、結論が出ないのです。

結局、現時点において割引計算を行う場合、マイナスの利率で割引く方法も、割引率をゼロとする方法も、いずれも認められていません(実務対応報告第34号)。もっとも、今後の議論の展開次第でどちらかの方法に定まるかも知れません。(孝志洋)

建設係 ～ 壁の無い西武ドームの固定資産税 ～

プロ野球公式戦がたけなわですが、西武ライオンズの本拠地「西武ドーム球場」で以前固定資産税の課税騒動がありました。

ご存じのようにあの球場は、屋根が付いておりますが他のドーム球場と異なり、周囲に壁がないのが特色になっています。そのため、「この球場が家屋であるか、それとも、他の減価償却資産(構築物)であるか」という問題が発生したわけであり、所管の埼玉県と所沢市は、「西武ドームは壁こそないが、家屋に該当する」と判断し、球場の所有者である西武鉄道に正式に通達し、課税する方針を打ち出しました。家屋となれば、家屋としての固定資産税のほかに不動産取得税も課税されることから、「減価償却資産」とは税負担の点でも大違いになりますが、西武鉄道も争わず、この騒動は決着した模様です。

(天羽)

医療係 ～ 歯列矯正料の収入計上時期 ～

矯正装置の代金及び装着料のほか、その矯正治療の全期間を通ずる基本料金としての性質を有する報酬及び矯正料(以下「基本料等」といいます。)についてのその収入計上時期は、歯科医師と患者の契約の実態に応じ、次のとおりとなります。

- ① 矯正装置の装着など一定の役務の提供を行った時に基本料等の全額について請求し受領することとしている場合には、基本料等の全額についてその一定の役務の提供を了した日の収入金額とします。
- ② 期間の経過又は役務の提供の程度等に応じて、所定の基本料等を請求し受領することとしている場合には、その期間が経過した日又はその役務の提供を了した日の収入金額とします。
- ③ ①及び②以外の場合はそれぞれ次によります。
 - イ 支払日が定められている場合には、その支払日とします。
 - ロ 支払日が定められていない場合には、その支払を受けた日(請求があった時に支払うべきものとされている場合には、その請求の日)とします。
 - ハ ただし、イ及びロのうち、支払日が矯正治療を完了した日後とされているものについては、矯正治療を完了した日とします。

(後藤)

リスマネ委員会 ～ 経営者さまを取り巻くリスク ～

法人(会社)・個人(家族)のリスクは一体です。

中小企業の経営者さまには法人(会社)をまもる責任だけではなく、個人(家族)をまもる責任もあります。



死亡・就業不能

法人(会社)

- 借入金
- 運転資金・固定費
- 退職金

個人(家族)

- 住宅ローン
- 生活費
- 教育費
- 老後資金
- 介護費用



法人
(会社)

経営者さまが死亡・就業不能となった場合

個人
(家族)

法人(会社)に与える影響

個人(家族)に与える影響

- 運転資金が不足
- 借入金の返済資金が不足
- 生存・死亡退職金が支払えない etc.

事業存続の危機に直結すること…

- 生活資金が不足
- お子さまの教育資金が不足
- 介護費用が不足 etc.

今までどおりの生活が送れなくなることも…

(さくらビジネス)

8月の税務

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日 3 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…8月10日 4 6月決算法人の確定申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞ 申告期限…8月31日 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税＞ 申告期限…8月31日 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税＞ 申告期限…8月31日 | <ol style="list-style-type: none"> 7 12月決算法人の中間申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半年分)
申告期限…8月31日 8 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告く消費税・地方消費税＞
申告期限…8月31日 9 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)く消費税・地方消費税＞
申告期限…8月31日 10 個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日 |
|--|--|

まだまだ、広告募集中です!!

広告コーナー

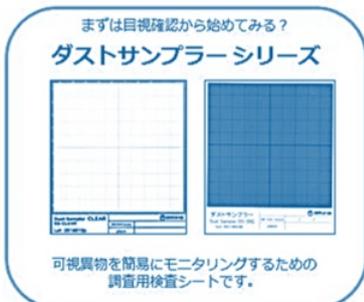
※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

あなたの作業時間を有効に。ルーチン作業の効率化と標準化をサポートします!

ダスカー300[®]

特許取得済 特開 2014-44135

ダスカー300は、ダストサンプラーとスキャナで採取異物をカウントする自動計測するシステムです。



異物調査ならおまかせ!

ダスカー300は、これまで非効率的であった異物の計測を自動カウントできるから、日々のルーチン作業を効率的に標準化できます。
ダスカー300なら、一般室からクリーンルームまで、工業分野・食品分野を問わず幅広い産業分野での歩留まり向上・品質向上・安全確保等にお役に立てます。

NTT-ATクリエイティブ株式会社
〒771-0212 徳島県板野郡那珂茂町中喜来字福有開拓 308-6
TEL : 088-699-7511
E-Mail : atrc.eigy@ntt-atcr.co.jp
<http://www.ntt-atcr.co.jp/>

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には完全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181